

大阪音楽大学短期大学部専攻科規則

認 可：1967年 1月18日

最近改定：2026年 4月 1日

(趣旨)

- 第 1 条 大阪音楽大学短期大学部学則第6条に基づき、大阪音楽大学短期大学部専攻科（以下「専攻科」という。）の規則を定める。
2. 専攻科に関する事項は、学則に定めるもののほか、この規則による。

(目的)

- 第 2 条 専攻科は、短期大学の基礎の上にさらに深く、音楽に関する事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(組織)

- 第 3 条 専攻科に次の専攻を置く。
- 音 楽 専 攻

(入学定員)

- 第 4 条 専攻科及び各専攻の入学定員は次のとおりとする。
- 音 楽 専 攻 15人

(修業年限)

- 第 5 条 専攻科の修業年限は1年とする。

(入学)

- 第 6 条 専攻科への入学を許可される者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 本学において、短期大学を卒業した者と同等の能力を有すると認められた者

(修了要件)

- 第 7 条 専攻科に1年以上在学し、選択科目を含めて26単位以上を修得することを修了要件とする。

(授業科目、単位数及び履修方法等)

- 第 8 条 授業科目・単位数及び履修方法は別表第 I に定める。
2. 専攻科の単位算定基準は学則第31条による。
3. その他履修方法の詳細については別に定める。
4. 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより、他の大学等における授業科目の履修により修得した単位を、4単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(修了)

- 第 9 条 1年以上在学した者の所定の課程修了の認定は、教授会の審議を経て学長が行う。

2. 修了を認定された者には修了証書を授与する。

(授業料、施設費、入学金、在籍料及び入学検定料)

第 10 条 授業料・施設費・入学金、在籍料及び入学検定料の額は別表第Ⅱに定める。

(審議事項)

第 11 条 専攻科に関する次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり、教授会は意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
2. 前項に規定するもののほか、専攻科に関して学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長が決定を行うに当たり、学長の求めに応じ、教授会が意見を述べることができる。
 - (1) 専攻科規則の制定及び改定に関する事項
 - (2) 自己点検・評価に関する事項
 - (3) 学生生活及び勉学環境の整備に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
 - (5) 授業を担当する者の任免について理事会に推薦する事項

(専攻科運営委員会)

第 12 条 専攻科における教育運営のために運営委員会を置く。運営委員会の議長は教育部長とし、次の事項を審議する。

- (1) カリキュラムに関する事項
- (2) 入学試験、学年末試験に関する事項
- (3) その他教育に関する事項
2. 委員会の運営については別に定める。

附 則(2001年4月1日)

1. この規則は、2001年4月1日から施行する。
2. 2001年4月1日以降入学者に適用する。それ以前の入学者に対しては、当該入学年度の旧学則を適用する。
3. 従前の大阪音楽大学短期大学部専攻科規則(昭和42年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(2002年4月1日)

この規則は、2002年4月1日から施行する。
2002年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2005年4月1日)

この規則は、2005年4月1日から施行する。
2005年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2007年4月1日)

この規則は、2007年4月1日から施行する。

2007年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2008年4月1日)

この規則は、2008年4月1日から施行する。

2008年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2009年4月1日)

この規則は、2009年4月1日から施行する。

2009年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2011年4月1日)

この規則は、2011年4月1日から施行する。

2011年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

2011年4月から、作曲専攻(2人)、声楽専攻(5人)、器楽専攻(8人)は学生募集を停止し、在学生在が皆無となった時をもって廃止する。

附 則(2014年4月1日)

この規則は、2014年4月1日から施行する。

2014年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2015年4月1日)

この規則は、2015年4月1日から施行する。

2015年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。ただし、第9条、第11条については、在籍する全学生に適用する。

附 則(2016年4月1日)

この規則は、2016年4月1日から施行する。

2016年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2018年4月1日)

この規則は、2018年4月1日から施行する。

2018年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2020年4月1日)

この規則は、2020年4月1日から施行する。

2020年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2021年4月1日)

この規則は、2021年4月1日から施行する。
2021年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在籍する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2022年4月1日)

この規則は、2022年4月1日から施行する。
2022年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在籍する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2024年4月1日)

この規則は、2024年4月1日から施行する。
2024年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在籍する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2025年4月1日)

この規則は、2025年4月1日から施行する。
2025年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在籍する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2026年4月1日)

この規則は、2026年4月1日から施行する。
2026年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在籍する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

別表第 I (第8条関係) 専攻科履修方法

専攻の名称	授 業 科 目	必 修	選 択	備 考
		単位数	単位数	
音楽専攻	作曲デッサンA I		3	このうちより、6単位 修得とする。
	作曲デッサンA II		3	
	声楽A I		3	
	声楽A II		3	
	ピアノA I		3	
	ピアノA II		3	
	管楽器A I		3	
	管楽器A II		3	
	弦楽器A I		3	
	弦楽器A II		3	
	打楽器A I		3	
	打楽器A II		3	
	クラシックギター・レッスンA I		3	
	クラシックギター・レッスンA II		3	
	マンドリン・レッスンA I		3	
	マンドリン・レッスンA II		3	
	邦楽楽器A I		3	
	邦楽楽器A II		3	
	ジャズ・レッスンA I		3	
	ジャズ・レッスンA II		3	
	シンガーソングライター・ブレイクレッスンA I		3	
	シンガーソングライター・ブレイクレッスンA II		3	
	ポピュラー・ヴォーカル・レッスンA I		3	
	ポピュラー・ヴォーカル・レッスンA II		3	
	ポピュラー・インストゥルメント・レッスンA I		3	
	ポピュラー・インストゥルメント・レッスンA II		3	
	ミュージカル・レッスンA I		3	
	ミュージカル・レッスンA II		3	
	作曲デッサンB I		2	このうちより、4単位 修得とする。
	作曲デッサンB II		2	
	声楽B I		2	
	声楽B II		2	
	ピアノB I		2	
	ピアノB II		2	
管楽器B I		2		
管楽器B II		2		
弦楽器B I		2		
弦楽器B II		2		
打楽器B I		2		
打楽器B II		2		

クラシックギターB I	2
クラシックギターB II	2
マンドリンB I	2
マンドリンB II	2
邦楽楽器B I	2
邦楽楽器B II	2
ジャズB I	2
ジャズB II	2
シンガーソングライター・ブレイクレッスンB I	2
シンガーソングライター・ブレイクレッスンB II	2
ホピュラー・ヴォーカルB I	2
ホピュラー・ヴォーカルB II	2
ホピュラー・インストゥルメントB I	2
ホピュラー・インストゥルメントB II	2
ミュージカルB I	2
ミュージカルB II	2
フリップロ・スタディ I	1
フリップロ・スタディ II	1
作曲研究 (クラシック) I	1
作曲研究 (クラシック) II	1
作曲研究 (ジャズ・ホピュラー) I	1
作曲研究 (ジャズ・ホピュラー) II	1
ミキシング・レコーディング研究	1
映像音楽制作実践研究 I	1
映像音楽制作実践研究 II	1
創作実践ピアノ研究 I	1
創作実践ピアノ研究 II	1
歌曲研究 I	1
歌曲研究 II	1
オペラ研究 I	1
オペラ研究 II	1
ダンス演習 I	1
ダンス演習 II	1
ピアノ・アンサンブル(連弾) I	1
ピアノ・アンサンブル(連弾) II	1
ピアノ・アンサンブル(2台のピアノ) I	1
ピアノ・アンサンブル(2台のピアノ) II	1
ピアノ指導法	2
吹奏楽A I	1
吹奏楽B I	1
吹奏楽A II	1
吹奏楽B II	1

専門合奏A I	1
専門合奏B I	1
専門合奏A II	1
専門合奏B II	1
オーケストラA I	1
オーケストラB I	1
オーケストラA II	1
オーケストラB II	1
作品研究 I	1
作品研究 II	1
室内楽研究 I	1
室内楽研究 II	1
邦楽合奏A I	1
邦楽合奏B I	1
邦楽合奏A II	1
邦楽合奏B II	1
ジャズアンサンブルA I	1
ジャズアンサンブルA II	1
ジャズアンサンブルB I	1
ジャズアンサンブルB II	1
ジャズ・ハープマンズ I	1
ジャズ・ハープマンズ II	1
ホビージャズ音楽研究 I	1
ホビージャズ音楽研究 II	1
ダンス・ハープマンズ I	1
ダンス・ハープマンズ II	1
ステージ・ハープマンズ研究 I	1
ステージ・ハープマンズ研究 II	1
エレクトロニックミュージックパフォーマンス研究 I	1
エレクトロニックミュージックパフォーマンス研究 II	1
フィールド・スタディ I	1
フィールド・スタディ II	1
ミュージックエンジニアリング研究 I	1
ミュージックエンジニアリング研究 II	1
リリックライティング研究 I	1
リリックライティング研究 II	1
シンガーソングライティング研究 I	1
シンガーソングライティング研究 II	1
コーラスワーク研究 I	1
コーラスワーク研究 II	1
エンターテイナースキルアップ研究 I	1
エンターテイナースキルアップ研究 II	1

ミュージック・トランスクリプト研究Ⅰ		1	
ミュージック・トランスクリプト研究Ⅱ		1	
ポピュラー・インストゥルメント・ラボ研究Ⅰ		1	
ポピュラー・インストゥルメント・ラボ研究Ⅱ		1	
バンド・パフォーマンスⅠ		1	
バンド・パフォーマンスⅡ		1	
演出演習Ⅰ		1	
演出演習Ⅱ		1	
実践演技法Ⅰ		1	
実践演技法Ⅱ		1	
ダンス表現技法Ⅰ		1	
ダンス表現技法Ⅱ		1	
鍵盤楽器特修Ⅰ		1.5	
鍵盤楽器特修Ⅱ		1.5	
西洋音楽史A		2	
西洋音楽史B		2	
西洋音楽史C		2	
音楽社会活動実習		1	
音楽療法Ⅰ		2	
音楽療法Ⅱ		1	
ソルフェージュ特別演習Ⅰ		1	
ソルフェージュ特別演習Ⅱ		1	
音楽理論研究Ⅰ		1	
音楽理論研究Ⅱ		1	
インターシップ 特別実習		1	
修了研究	2		
計	2	239	26単位以上修得とする。

別表第Ⅱ(第10条関係) 授業料、施設費、入学金、在籍料及び入学検定料の金額

	金 額
授 業 料	630,000円
施 設 費	400,000円
入 学 金	200,000円
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円
入 学 検 定 料	35,000円